

学校において予防すべき感染症に罹患した場合

医療機関にて学校保健安全法（学校保健安全法施行規則第十八、十九条）に基づく「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、下表の出席停止期間の基準に従って登校できません。また学校所定の証明書（保健様式1）の提出が必要となります（保健様式1の内容を含む医師の診断書でも可）。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、保護者記入による報告書（別紙）を提出してください。

種類	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〈平成十年法律第百十四号〉第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）、新型コロナウイルス感染症、新感染症	治癒するまで（その他、病種により指示があります。）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

証 明 書

大阪府立牧野高等学校 校長 宛

下記の生徒は、学校保健安全法に基づく疾病により療養中でありましたが、主要症状が消退し、感染のおそれがなくなったので登校が可能であると判断しました。

年 組 番 生徒名 (男・女)

病 名	1. 百日咳 2. 麻疹 3. 流行性耳下腺炎 4. 風疹 5. 水痘 6. 咽頭結膜熱 7. 結核 8. 髄膜炎菌性髄膜炎 9. その他 ()
登校を控えることが 必要であった期間	年 月 日 から 年 月 日 まで の 日間
その他特記事項	

年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印